

京都市蓄積指定基金条例の一部を改正する条例（平成16年6月7日京都市条例第2号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

堀五郎兵衛基金の蓄積期間の満了により同基金を慈惠に係る費用に充てることに
伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年6月7日から施行することとしました。

京都市蓄積指定基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年6月7日

京都市長 樺本 賴兼

京都市条例第2号

京都市蓄積指定基金条例の一部を改正する条例

京都市蓄積指定基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「対し」を「対し、」に、「寄附の」を「寄付が」に、「その期限の到来するまでそれら寄附金蓄積」を「別表に掲げる蓄積期間が満了するまでの間、これ」に、「ために」を「ため、」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中「関して」を「関し」に、「事項は」を「事項は、」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、別表に掲げる蓄積期間が満了したときは、同表に掲げる目的の財源に充てるため、これを処分するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第1条関係）

基 金 名	目 的	蓄 積 期 間	財産の種 類	寄付金の額
西堀徳三郎 基金	慈恵に係る費用	大正7年5月27日 から100年間		100 円

大久保安兵 衛基金	公債特別償還 資金	昭和11年11月8 日から300年間	現金	10,000
大久保彦三 基金	社会事業及び 教育に係る費 用	昭和11年11月1 7日から300年間		10,000

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)